

## 令和3年第3回浦幌町議会定例会（第2号）

令和3年9月9日（木曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 1時44分

### ○議事日程

日程第 1 議会運営委員長報告

日程第 2 行政報告（町長）

日程第 3 一般質問

8番 河内 富喜 議員

①新型コロナウイルス感染症への対応

②デルタ株から子ども達を守る対策

4番 伊藤 光一 議員

\*一般廃棄物（ゴミ）問題

1番 沼尾 昌也 議員

\*浦幌町内のイベントや行事の再開に向けて

日程第 4 議案第71号 浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画について

日程第 5 認定第 1号 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 2号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 3号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 4号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 5号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 6号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第 7号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 8号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 9号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘
こども子育て支援課長	正保操
保健福祉課長	廣富直樹
産業課長	小川博也
施設課長	早瀬実
上浦幌支所長	小林昭典
会計管理者	山本浩宣
診療所事務長	鈴木広

教育委員会

教育長	水野豊昭
教育次長	熊谷晴裕

農業委員会

会長	小川博幸
事務局長	坂下利行

監査委員

代表監査委員 神 谷 敏 昭

○出席議会事務局職員

局 長 小 島 師 紀  
議 事 係 長 川 上 信 義

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第3回浦幌町議会定例会の運営について、9月3日、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、理事者より追加提出された議案の説明を受け、その後本日9日以降の会議運営について協議をしましたので、報告いたします。

本日の議事は、行政報告の後一般質問及び追加提出された議案第71号並びに認定第1号から第9号までの令和2年度一般会計ほか各特別会計歳入歳出決算認定であります。一般質問は、通告順に河内富喜議員、伊藤光一議員、沼尾昌也議員の3名により4項目の通告がなされております。質問順につきましては、通告順に指名されるよう議長に申入れをしております。質問者には通告内容に沿って分かりやすい質問を心がけていただきますようお願い申し上げますとともに、活発な議論を期待いたします。

以上、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 お諮りをいたします。

暫時休憩したいと思います、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 行政報告

○田村議長 日程第2、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

北海道糖業株式会社本別製糖所の砂糖生産終了について報告いたします。北海道糖業株式会社は、北海道内の北見製糖所、道南製糖所及び本別製糖所に生産拠点を保有し、昭和43年の設立以来半世紀にわたり国内産の砂糖製造事業者として畑作農業基幹作物であるてん菜生産の維持、安定に寄与されてきました。しかしながら、国内の砂糖の需要減少など事業環境の急速な変化や生産設備の老朽化の課題に対処するため生産拠点を統廃合することなどにより砂糖生産体制の効率化を図ることとし、令和5年3月をもって本別製糖所での砂糖生産を終了する旨の報告があったところであります。本別製糖所へは管内8農協から原料供給がされており、このうち本町では面積1,500ヘクタール、出荷量は8農協中最も多い約10万トンに上り、総受入れ量の4分の1以上を占めており、輪作体系崩壊や生産意欲の減退など大きな影響が懸念されていますが、原料受入れや耕作指導などはこれまでどおり本別製糖所において継続するため、生産者への影響はないとされております。本町としましては、今後も畑作の輪作体系の維持、生産者の不安を払拭するため関係する町や農協との情報共有と連携協力を図るほか、本町から短期雇用で就労している約20人の雇用継続について要請してまいります。

以上、北海道糖業株式会社本別製糖所の砂糖生産終了についての報告といたします。

以上です。

○田村議長 これで行政報告を終わります。

### ◎日程第3 一般質問

○田村議長 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、浦幌町議会会議規則第61条第5項の規定により、一問一答方式により行います。また、同条第6項の規定により、質問時間については質問、答弁を含め45分以内とし、発言残時間については場内掲示板に表示されます。なお、制限時間3分前に予鈴を1回、終了では終了鈴を2回鳴らしますので、議員並びに理事者、説明員の皆さんには分かりやすい質問及び答弁となるよう特段のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許します。

初めに、8番、河内富喜議員の質問を許します。

8番、河内議員。

○河内議員 通告書に基づき一般質問をいたします。

1問目、新型コロナウイルス感染症への対応。国は、ワクチン接種の2回目接種について8月20日、国民全体では39.7%、高齢者については85.4%が完了していると公表した。現状はデルタ株の置き換わりや緊急事態宣言、蔓延防止措置の形骸化などにより全国的に感染拡大が続いており、多くの町民もワクチンの2回接種が完了すれば平穏な日常が戻ってくると期待していたと思われるが、どうも様子が違うと感じさせる状況にある。そこで、

我が町の現状と今後の新型コロナウイルス感染症デルタ株などへの対応策について伺います。

1点目、新型コロナウイルスのワクチン接種に消極的な人、特に若い年代の人に多いと聞きますが、本町の現状はどうか。また、接種を希望しない方の対応策は考えているか。

2点目、ブレークスルー、2回接種後感染の危険性が取り沙汰されているが、新型コロナウイルスワクチン接種後のマスク装着の必要性と3回接種についてどのように認識しているか。

3点目、ウイルス量が従来株の1,200倍とされているため、デルタ株への置き換わりが現在の感染拡大につながっていると指摘されている。感染力が強いため従来型より厳しい予防対策が必要であるが、さらなる予防策の周知と対応策についてどのように考えているか。

4点目、新型コロナウイルス感染症は、もはや災害レベルである。ほかの災害対策に対応するためにも行政のBCP、業務継続計画が必要であると考えますが、早急に検討する考えはないか。

以上、4点について伺います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 河内議員の1項目めのご質問にお答えいたします。

本町が実施している新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、本定例会で行政報告をしたとおりであります。9月6日現在のワクチン接種対象年齢人口の第2回接種完了者率は70.3%で、8月30日から実施している12歳以上の第4弾の予約済者を含めた接種完了予定者率は85.3%になる見込みであります。

1点目の本町のワクチン接種の現状と接種を希望しない方への対応策についてですが、対象年齢ごとの接種完了予定者率は65歳以上が94.3%、64歳以下40歳以上が84.7%、39歳以下12歳以上が67.1%となる見込みであり、対象年齢が下がるにつれて接種を希望する方が少なくなっているように思われます。若年層の方は感染しても軽症で済む場合が多いとされていますが、感染された方のうち嗅覚や味覚障がい、疲労感などの後遺症に苦しんでいる方が多いとされていることから、ご自分の健康と命を、そして身近な大切な人たちのためにぜひワクチン接種をしていただけるよう町ホームページなどを活用し周知してまいります。なお、未接種者に対する接種勧奨対策として、10月15日から第5弾となる集団接種を開始する準備を進めてまいります。

2点目のワクチン接種後のマスク装着の必要性と3回目接種についてですが、ウイルスの変異は流行、拡大によって感染者が増えれば増えるほど繰り返します。その中で感染力が拡大したり、ワクチンによる免疫から逃れる性質を獲得した変異株が生じるとやがてそれに置き換わってしまい、コロナとの闘いはいつまでたっても終わりません。厄介な変異株の出現を食い止めるために最も有効な手段は、ワクチン接種による集団免疫の獲得と人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底し、流行の拡大を防ぐことが重要になります。町民の皆様におかれまして

はワクチンを接種したとしても引き続き感染予防対策の徹底をお願いをいたします。なお、ワクチンの3回目接種の実施につきましては、厚生労働省が判断するものであります。

3点目のさらなる予防策の周知と対応策についてですが、これまで同様町ホームページなどを活用し、3つの密、密閉、密集、密接などの回避や基本的な感染予防対策について町民の皆様へ情報発信を続けてまいります。

4点目の行政のBCP、業務継続計画の検討についてですが、本年度当初予算で業務継続計画策定に関わる予算を計上し、現在作業を進めているところであり、本年度中に策定が完了する見込みであります。

以上、河内議員の1項目めの答弁といたします。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

1点目についてです。全国的にこのような傾向にあるわけですが、浦幌においても同様の傾向があるというような見方でございますが、このことについてはあくまでも本人の同意ということが基本になると思うわけですが、例えばこのことについて勧奨というのですか、もう一度ワクチン打たれてはいかがですかというようなことでいろいろなワクチン効果、また社会に及ぼす影響とか、そういったことについて保健師さんあたりから説明をするとか、そういったことはしておりますか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまの1点目のご質問にお答えいたします。

保健師に相談があった場合につきましてはワクチンの有効性、それから副反応につきましてはそれぞれ説明をさせて、対応させていただいているところでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 こういう未接種の方、ワクチンで迷われている方、年代問わずいると思うのですが、相談件数というのは何件ぐらいあったわけですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 相談件数につきましては、記録をこちらで取っておりませんので、何件あるかは今分かりません。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 件数は分からないということですが、政府広告もテレビで入っております。大切な人を守るためにワクチンを打とうではないかという、そういった広告もテレビでやっております。また、浦幌の場合は行政報告の中で副反応というようなものが顕著に現れたようなことはなかったという報告を受けておりますので、やはりこの勧奨ということであれば、もう少しその辺のことを前向きに考えるべきではないかなと思っております。あ

くまでも本人の同意が前提であります、また今度第5弾として10月15日までこのようないろいろ迷っている方も含めた形で最終的に集団接種を考えているということでの答えですが、多様な価値観があつて、いろいろな考え方があるということでございますが、例えば未接種者にプレミア的なものを一定期間については提供しますよとか、具体的なそういう対策も一つの方法かなと思つて考えるわけですが、その辺については考え方についてはどうですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 町長から答弁させていただきましたけれども、最終的に全対象者が85%ほど、これが接種する予定でございます。現在こちら85%の接種をする方々に対して残りの接種をしないかといった中身でノベルティとか、そういった何か、景品という言葉は適切ではないかもしれませんが、そういったものを渡すという考え方は今現在ございません。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 このことについては、考えはないということでございます。

次に、2点目のブレイクスルーについて確認をさせていただきたいと思つています。最近のマスコミ報道などでもこのブレイクスルーについては取り扱われておりますので、皆さんもご承知のことだと思つていますが、一番身近なことであれば、旭川の病院でこのことが起きております。このときの報道では10人感染されたが、そのうち職員、患者含め6人がワクチンを2回接種済みであったということで、実際にこのブレイクスルーが身近でも起こっております。また、これは藤田医科大学病院で209人に対して抗体量の調査を行った結果、3か月後の抗体量が4分の1に減っているというような調査結果も出ております。また、インターパーク倉持呼吸器内科でも157人抗体量の調査をしたところ、2回接種後抗体量が7人が全くゼロであった。また、30人近くが3分の1の抗体しかなかったというようなことで、このブレイクスルーについては、答弁でもお答えになられているように、非常に厄介な感染であるということをお我々も身近に認識して、いろいろな予防策を取つていかなければならないのかなと思つておりますが、一般論でございますけれども、いろいろな事象に対して楽観的に見られる方、非常に用心深く、周到にそのことを捉えられる方、それぞれ性格がございますので、なかなか難しいわけでございますが、行政としてこの辺はしっかりと捉えたやはり予防策をしていかなければならないのかなということで、お答えの中では予防一般的な中でマスクの接種後の装着についてはその中に入るのはないかなというようなお答えで、一般論的なお答えをしているのですけれども、私は2回目接種後のマスク装着については、国によっては政治問題化するほどワクチン接種後のマスク装着というのはかなり大きなポイントであるなと思つておりますが、これもう一度お聞きしますが、接種後のマスク装着については装着したほうが良いという認識でよろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。



保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 議員おっしゃるとおり、ブレークスルーといったところで2回接種したとしても感染する可能性はこれは残ります。ワクチンは100%ではありませんので、ですからそういった感染予防のためには、今現在どんどんウイルスは変異してまいりますので、これはマスク対策については国が申し上げているとおり、また北海道の現在の緊急事態宣言の対策要領にもありますけれども、この基本的な感染予防対策は引き続き町民の皆さんにぜひやっていただきたいと、そう考えています。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 3回接種については国が決めることでありますから、これは控えたいと思います。

3点目の質問でございますが、これウイルス量が1,200倍であると。では、1,200倍というのはどういう具体的なイメージを持てばいいのかといってもなかなか我々の感覚では捉えることができないのですが、新しいさらなる予防措置ということであれば、従来あるものをしっかりやるということに尽きると思うわけですが、今までもこのことについては予防対策の中で重要なものとして扱われていたわけですが、さらにこれは東北大学の准教授ら36人が共同声明ということで、このことについて発表されております。なぜかという、今のデルタ株の広がりにより非常にこういった予防対策などに手詰まり感があるのではないかなということ、やはりもう一度この辺についてどうなのかということについて考える必要があるのではないかなということ、この共同の声明を出されたということでございます。それはなぜかという、空気感染についてでございます。この空気感染については、今までも認識されてはいたが、やはりもうちょっとこのことについて認識を新たにして対策をしなければ、今1,200倍のウイルスの量ということで考えると、非常に従来の対策だけでは不十分であるというようなことを、この専門家の方々36人が賛同者としてこのことを提起しております。これを受けて、国もどうのこうのということには現在のところは残念ながらなっておりません。しかし、専門家の方々がこのことについて大変な危惧を抱いた中でこういった共同の声明をされるということは、それなりの認識と確信を持って提起されているのではないかなと私は理解をしております。この空気感染について十分なやはり対応策を今後行政の中、また様々な中でしていく必要があるのかなという考えを持っていますが、その辺について確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのご質問ですが、議員おっしゃるとおり、国としては現在空気感染はこれについての通知というものは今までありません。あくまでもこのコロナウイルスにつきましては接触感染と、それから飛沫感染、これを十分対策を練って、人と人との距離を取る、それから以降につきましては省略しますが、町長から答弁したと

おり、今までの感染予防対策を徹底していただいて、そしてこのデルタ株に置き換わったと思われませんが、この感染しないようにそれぞれが引き続き感染予防対策をしていただくという考え方が今現在の考えでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 なぜ私がこのことについてここで申し上げることになったかということは、今のところ国から指示がないからそのことについては対応しないとも聞こえるようなお答えですけれども、私は独自の考え方である程度こういったものについて対応していけるものはやはり対応していく。それはより、さらにこのことについて備えるという意味では別に国の考え方に背くものではないと思うので、私はその辺浦幌町としてもこれらの考え方がある程度柔軟に捉えた中で今後空気の感染について対応できるものはしていくという考え方に立っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 空気感染については、先ほど申し上げたとおり、北海道の専門家会議、最終的に新型コロナウイルスの対策本部会議においてもその議論についてはないものだと認識しております。現在緊急事態宣言が9月12日まで発令されていますが、この中で北海道が定めた感染予防対策として道民皆さんにそれぞれ、我々十勝は一般措置区域でありますけれども、北海道における緊急事態措置といった中で道民の皆さんに対する感染予防対策で示されている内容に基づき各自治体は判断し、これを地域の住民方に周知をした中でそれぞれ感染予防していただきたいという考え方が今のスタンスだと思ってございますので、先々この空気感染に対する対処方法といったところは今現在考え得るところがございませんので、そういった内容につきまして専門家からの意見等踏まえた中で必要な対策についてはこれは実施してまいるという考えでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 そのことについては、国から指示がない限り対応する考えはないというように受け取らせていただいております。

次、それでは2問目の質問に移りたいと思います。デルタ株から子どもたちを守る対策。現在デルタ株の子どもたちへの感染が急速に広まっております。子どもたちは新型コロナに感染しても比較的軽症であるとされていたが、重症化するケースも出てきている。今後の状況や子どもたちからの家庭内感染はもちろん、施設運営などへの影響も心配されることから、学校施設、児童保育施設、児童福祉施設等における感染予防と感染判明後の対応策について伺います。

1点目、これら子どもが通う施設における予防、対応策について国、道等から指導、助言等はあるのか。ある場合、その内容はどのようなものか。

2点目、町独自の対応策として現在行っている対策はどのようなものか。また、現在置き換わりが進むデルタ株を想定した予防、対応策についてはどうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 河内議員の2項目めのご質問にお答えいたします。

1点目の予防、対応策について国、道等からの指導、助言等についてですが、児童保育施設等における予防、対応策につきましては、令和2年2月から現在まで厚生労働省、内閣府及び北海道から新型コロナウイルス感染症に対する感染予防の方法や感染症が発生した場合の対応策についての通知と厚生労働省の保育所等における新型コロナウイルスへの対応に関わるQ&Aに基づき予防、対応策を実施しているところであります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症を予防するための注意事項や保護者に登園を避けるよう要請する目安、感染者が出た場合の対応、行事を実施する場合の注意点等であり、職員と情報共有を図りながら感染防止に取り組んでいるところであります。

2点目の町独自の対策についてですが、現在児童保育施設、児童福祉施設では登園、登所時はマスクを着用し、玄関で非接触型体温計による検温、手指消毒を行っており、日中は空気清浄機能付エアコンの使用や定期的な窓の開閉等による室内換気、また今年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して殺菌庫と除菌機を購入し、使用した玩具や絵本、文房具などの消毒、業務終了時には各保育室等の床や子どもたちが接触した部分等について念入りに消毒作業を行い、より衛生的な保育環境に努めているところであります。また、デルタ株を想定した予防、対応策については、今まで行ってきたマスクの着用や手指消毒、部屋の換気をはじめとした基本的な感染防止対策を引き続き徹底して行っていきたいと考えております。職員や園児が陽性になった場合の対応については、保健所の指示によることを原則とし、施設内の消毒や感染者等の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、臨時休園の判断などを行ってまいります。

以上、河内議員の2項目めの答弁といたします。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 河内議員の2項目めのご質問にお答えいたします。

1点目の予防、対応策について国、道等からの指導、助言等についてであります。学校施設における予防、対応策につきましては文部科学省が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき教育委員会の役割や学校の役割、家庭との連携、校内における感染症対策を実施しているところであります。内容といたしましては、連絡体制の整備や検温等による健康状態の確認、給食時間や休み時間の過ごし方、登下校時の行動など児童生徒への指導も含め感染防止に向け日々取り組んでいるところであります。

2点目の町独自の対策についてであります。学校における対策としては国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、感染予防や換気対策、熱中症対策としてパーティションや扇風機等の備品を購入しております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保健室等への空気調整設備の設置や各教室の未設置箇所への網戸取付けを実施し、コロナ禍においての学習環境整備を行ったところであります。現在までに町内小中学生の感染者は発生しておりませんが、今後感染が確認された場合においても文部科学省のマニュアル等に沿って迅速に対応できるように学校や北海道教育委員会とも連絡を密にしながら、変異株への対応も含め常に危機感を持って準備に努めてまいります。

以上、河内議員の2項目めの答弁といたします。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 何点か確認をさせていただきたいと思っております。

休み明けに文部科学省から今後は、デルタ株が急速に拡大していることを受けて、学びの場の確保とコロナ対策ということでの考え方が示されております。そのことについてただいまお答えをいただいたものと思っております。

そこで、何点か、広範囲になりますので、ポイントについて確認をさせていただきたいと思っております。従来からのコロナに対する予防措置は、今後も引き続きさらに厳格に対応していくというような考え方であると思っております。また、春にこのことについて考え方を述べておりますが、学校の新しい生活様式ということで、新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルということで、それぞれ指示があったところだと思っております。さらに夏休み明けのデルタ株を念頭に入れた文部科学省の考え方が示されたのかなと思っております。そこで、確認したいと思っておりますが、この中で給食についてちょっと、給食は黙食といってもなかなか難しいところがあり、それは教職員の方がそういったものを見ながら指導されていることと思っておりますが、給食時間は通常45分ということで定義されていると思っておりますが、これらの時間を減らしている学校もあるようでございますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問にお答えいたします。

浦幌町の学校におきましては、給食時間を減らすというようなことは実施しておりません。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 45分間は今までと同じということと当然出されるメニューも同じという考え方ですね。この辺については学校単位でそれぞれ工夫をされていることだと思っておりますが、学校によっては恐らく15分という時間の中で給食を終わらせたほうが危険性は少ないということでの考え方でパンと牛乳、副食で、当分の間こういう簡易的な食事、15分の食事

で危険性を減らそうということを考えている学校があるようでございますが、その辺の考え方というのは今後も変えるつもりはないですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問にお答えします。

給食ですが、まず子どもたち、児童生徒が取る給食というのはそれぞれ給食で取る栄養価というものがありまして、ある程度定まったカロリーを摂取するというものがございます。それを必要な量を子どもたちに食していただきまして、健やかな教育を提供するという面では、やはりそれに準じたような対応をしていかないとならないのかなと。しかしながら、浦幌町においてはまだ小中学生、児童生徒の感染者は出ていないということでございますが、これが感染が出たということになってくると、やはり感染状況によってはいろいろな給食の工夫というのが必要になってくるかなと思っております。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 浦幌の場合、十勝の場合というのはまだそれほど危険性が顕著に現れているというようなことがないということで、現在のやり方で今後も進めたいということだと思いますが、ご承知のとおり今、8月は私が持っている資料では臨時休校及び学級閉鎖というようなことで46学校61学級が今北海道でこのような対象になっているということで、今後このデルタ株について終息に向かっていけばいいのですが、その辺は臨機応変にやはり今後の状況を鑑みながら対応していくべきだと思っております。

それと、子どもたちが一番緩む時間というのは休み時間とか、そういったところがあると思うのですが、その辺についてはどういった対応されておりますか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問にお答えいたします。

子どもたちの休み時間というような質問でございますが、やはり子どもたちの休み時間になるとなかなか先生が目が届かないというような状況も考えられると思います。しかしながら、そのような中でも学校においては校長先生をリーダーとしながら感染予防の徹底ということで休み時間での3密の回避、それは3密といってもいわゆる密接の部分、十分な距離を取って行動するですとか、そういうような常日頃子どもたちが感染リスクを低減させる指導、そのようなものについては各学校でしっかりと指導していただいているというような状況でございます。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 あと、毎日の登校時には体温などの確認をされているということでございますが、保護者とやはりこういったコミュニケーションというのですか、体調面での確認というものが小中学生も必要であるし、また子どもたち、幼児含めた親とのコミュニケーション

ョンについてはどのように図られているか、その辺についてちょっと確認したいと思いません。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問にお答えします。

まず、各家庭については子どもの健康管理について各家庭にしっかりとさせていただくということで学校のほうからお願いをしております。毎朝の体温測定、そしてもし発熱があった場合には学校の登校を自粛していただくなどなど、それぞれ学校と家庭が連携を取りながら感染予防を徹底している状況でございます。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 あと、特に3歳児以下の幼児に感染、または重症化する場合があるというようなことが報道されておりますが、そういった子どもたちへの対応策として何か特にこのことについては気をつけているとか、そういったことはありませんか。

○田村議長 こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 未満児の関係につきましては、行事を含めて3歳以上のお子さんたちと一緒にならないような、そういう行事等行っております。また、遊戯室等につきましてもクラスごとに使っております、1クラス使い終わったら教室に帰ってもらい、次のクラスが入って遊ぶというようなことで行っております。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 このウイルスに対しては我々町民、そして子どもたちも含めていい方向へ回っていただければいいのですが、新たな、デルタ株に引き続きミュー株がまた何やら発見されたとかというような話もありますので、町民、または行政の方々にもこのことについてできる限りの対応を期待したいと思っております。

これで終わります。

○田村議長 これで河内富喜議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思えます。

次に、4番、伊藤光一議員の質問を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

項目、一般廃棄物ごみ問題。一般廃棄物であるごみは、リサイクルできるものを含め生活する上で必ず発生するものであり、これにつながる環境問題は世界的な問題となっており、本町においても分別回収等を行い、ごみ減量を推進している状況は望ましいと考えていますが、いま一度町全体でごみに関する問題の再認識を行うことは重要であると考えますので、以下の点について考えを伺います。

1、ごみの問題は各自治体において個別に取り組むべき課題であり、例えばいわゆるゼロウエーストと称して実際にごみゼロを目指している自治体があります。確かにごみゼロを目指すためには町だけではなく、町民、企業と町内で活動または生活する全ての関係者が協力する必要があると、大変困難な課題であると考えますが、今の時代背景にマッチしており、浦幌町という自治体の個性も発揮できるのではないかと感じております。そこで、ごみゼロを目指す考え方について本町はどのように考えていますか。

2、第4期まちづくり計画においては基本目標4、豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくりの中でごみ収集や処理体制の充実やごみ減量化の促進を掲げ、具体的には分別収集体制の充実や広報、啓発活動の推進等を通じた適正な分別排出の徹底に努めるとされており。しかしながら、現状は分別が徹底されておらず、昨年VOICE（町民の声）においてもその点を指摘されており、町としてもリサイクルステーションへ分別されていないごみやルールが守られていないごみの投棄、一般ごみなどが混入している場合が増え、資源ごみとして収集できないものが混入され、対応に大変苦慮していますとその現状を認めておられます。思うに現状の広報活動ではインパクトがなく、町民が興味を持つような広報の在り方が必要であると考えており、例えば横浜市においてはAIによるごみの分別を教えてくれるサイトやアプリが存在し、煩わしいごみの分別を楽しく学ぶことができ、ごみの分別に対しての意識が高まると話題になっています。本町としても様々な自治体のごみに対する施策を参考にしながら、よい施策は積極的に取り入れてほしいと考えますが、どのように考えますか。

3、紙おむつは近年非常に需要が高まっており、多くの市町村においては紙おむつの排出に関しては無料としています。本町においても紙おむつ排出助成としておむつ専用シールを満2歳までとして125枚を無料で支給し、同シールを貼った場合には無料で回収するとされています。子どもの成長は人それぞれであり、例えば3歳を超えてもおむつが取れない子どももおり、その場合は燃えるごみとして出すしかありません。しかも、年齢が進むにつれ紙おむつ自体も大きくなり、ごみとして出す排出量も増え、家庭の負担が大きくなるのは想像に難くありません。そこで、おむつ専用シールを廃止し、紙おむつは無料で回収することにすれば、シールを作成しなくてもよく、また年齢にかかわらず紙おむつを使用する家庭の負担も軽減すると考えますが、町としてどのように考えますか。

4、道路の街路樹に関し、秋になると落ち葉等が大量に散りますが、この落ち葉等は現

在道路周辺に居住する住民が清掃し、その住民の負担にて有料ごみ袋を使用している状況があります。町のごみ分別パンフレットによると、ボランティア清掃ごみは無料で回収してもらえることになっていますが、そこには町内会などの団体がボランティア清掃した際に集めたごみはとの記載から、個人が自主的に清掃したものは含まれないのではないかと考えられます。また、このごみがボランティア清掃ごみに当たるとしても、事前に町に対して連絡が必要であることから、毎年一定の時期に都度連絡するのも気が引けるという町民の気持ちも理解できます。そこで、ぜひ町の広報により道路上の落ち葉等は無料で回収する旨情報発信しておくことにより町民が安心して道路上の落ち葉等を清掃し、ごみとして搬出できると考えますが、町としてどのように考えますか。

5、紙はリサイクルが可能ではあるものの、再生紙を製造する際に二酸化炭素の発生量が古紙を使用しない場合よりもより多く発生し、より温暖化や昨今の気象変動に影響するとも言われており、今後は可能な限り印刷物を使用しないペーパーレス化は環境保全の観点からも望ましいと考えており、本町の第4期まちづくり計画にも取り入れられているSDGsの理念にも合致していると考えます。議会では上記SDGsの理念を尊重すべく今年度からタブレットを使用し、少しずつではありますが、会議資料のペーパーレス化に取り組んでおりますが、このペーパーレス化について町としてどのように考えますか。

以上です。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 伊藤議員のご質問にお答えします。

本町におけるごみ処理は、処理能力日14トンの破砕埋立て処理場である浦幌町一般廃棄物処理センターを建設して、昭和63年度から十勝管内で初めてとなる有料によるごみ収集を開始、平成18年度からは現在の十勝圏複合事務組合に加入して、構成市町村によるごみの共同処理を行っております。また、容器包装リサイクル法の施行に伴い浦幌町リサイクルセンターを整備して平成13年度から分別収集を実施し、小型家電リサイクル法の施行に伴い平成27年度からは小型家電のボックス回収を実施しております。

1点目のごみゼロを目指す考え方についてですが、浦幌町第4期まちづくり計画の基本構想においてごみ処理に関わる基本目標に豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくりを掲げ、自然と共生する環境負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理体制の充実を図り、ごみの排出動向に即したごみ処理、リサイクル体制の充実を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながらごみ分別の徹底や減量化、リサイクル等の促進に取り組んでいくこととしております。この基本構想をはじめ、令和3年3月に策定しました浦幌町一般廃棄物処理基本計画並びに第9期浦幌町分別収集計画に基づき排出された廃棄物を限りなくリサイクルして廃棄物をゼロにしていくゼロエミッションの取組を進め、将来的にはごみゼロ社会の形成の実現を目指してまいります。

2点目のごみ分別に関わる広報等についてですが、横浜市におけるごみ分別検索システ



ムミクシヨナリーやごみ分別アプリなど全国的には先進的な取組があることは承知しております。本町においてはごみの分別法と出し方、ごみの分別辞典など分かりやすいイラストによるA4判カラー30ページのごみ分別パンフレットを作成の上、町内全戸に配布し、併せて町ホームページにも同パンフレットを掲載し、周知を図っております。また、町内に40か所ある資源ごみステーションにも分かりやすい分別表記や注意喚起をする表示をしているところであります。ご指摘のとおり、資源ごみの分別ルールが、一部の方ではあります。守られていない状況でもあります。これまでも環境をテーマに町民を対象とした公民館講座などを開催してまいりましたが、昨年度から今年度にかけては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い各種研修や講座が中止となり、または延期となってしまいました。今後において資源ごみ等の分別のルールについて改めて町民の皆様にご理解いただけるような研修会や講座を開催してまいりたいと考えております。あわせて、全国の先進事例を参考としながら、本町の実情に合った周知方法や広報活動についても調査研究をしてまいります。

3点目の紙おむつの無料回収についてですが、本町では浦幌町家庭系廃棄物の処理に係る手数料の免除に関する要綱の規定に基づき、町民である者のうち満2歳に達する日までの乳幼児の保護者及び常時寝たきりの状態にある要介護者であって、入院、入所をしていない在宅要介護者の介護者に対して紙おむつ専用シールを支給しており、中身が確認できる透明、もしくは半透明の袋に紙おむつを収納の上、当該シールを貼り付け排出することでごみ処理手数料を免除しております。来年度からは当該シールを廃止して、汚物を取り除いてから中身が確認できるおむね45リットル以下の透明、もしくは半透明の袋に収納し、燃えるごみの日に全町民を対象にして無料で回収してまいります。

4点目の道路の街路樹の落ち葉の無料回収についてですが、季節になると秋風の影響等により街路樹の落ち葉が散乱してしまいますが、各商店会や各行政区をはじめ多くの町民の皆様のご協力による清掃活動により町並みの環境美化が推進されていることに対しまして改めて感謝申し上げます。今後においても店舗や住居等の周辺については落ち葉も含め日頃からの清掃美化活動にご協力いただきたいと考えておりますが、個人のものについては従来どおり有料で回収する考えでありますので、ご理解願います。なお、地域団体等によるボランティア清掃活動のごみについては無料で回収いたします。

5点目のペーパーレス化に向けた町の考え方ですが、ペーパーレス化は業務の効率化、印刷費用の削減、紙の消費を抑えることにより環境保全などのメリットがあり、取り組むべき課題であると認識しています。これまでも平成16年度からの財務会計システム導入による複写式伝票用紙への押印による決裁からシステム上で承認する電子決裁への変更、庁内グループウェアの導入による紙による閲覧方式から個々のパソコンでの閲覧などペーパーレス化に取り組んできたところであります。しかしながら、導入コストがかかること、原本保管が必要な書類の場合、紙と電子の書類が混在すること、一度に複数の書類の閲覧ができないことによる作業効率の低下などペーパーレス化によるデメリットもあることか

ら、取り組めるところから順次進めるよう努めてまいります。

以上、伊藤議員への答弁といたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、何点か確認させていただきます。

まず、1点目、ごみゼロを目指す考え方、先ほどの答弁で将来的にはごみゼロ社会の形成の実現を目指してまいりますという答弁いただきました。そうすると、将来的に今よりもかなり細かい分別を行う必要があるのではないかなと私は思います。例えば初めてごみゼロウエストと称して施策を行っている徳島県の上勝町、ここでは13品目の45種類に分別していると。このようなことを本町も町民に対しお願いしなければいけないのかなということは感じるわけです。あと、もう一点、ごみにならない商品等を企業等にお願いする必要も出てくるのではないかと。このようなお願いをしながらも本町としてはごみゼロを目指していく、そのような考え方でよろしいのかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には現在、前段にも町長がお答えしましたように、十勝圏複合事務組合に加入しまして、構成市町村によるごみの共同処理を実施しております。ここの十勝圏複合事務組合のごみの分別の基準に従いまして本町でもごみの分別収集を行っております、ただしリサイクルにつきましては本町で浦幌町リサイクルセンターを整備しておりますので、自前のセンターで中間処理をしているところであります。今後においてごみをゼロにしていくという過程の中で分別の種類も増やしていく考えはないかというお話がありましたけれども、基本的には十勝管内の共同処理を行っておりますので、そういった分別の方針に従いまして本町も進めていくということですので、浦幌町に限らず十勝の加盟の市町村のお考えも含めて今後進めていくであろうと考えております。

また、ごみにならないごみの商品についてというお話でありますけれども、なるべくごみを出さない、出された廃棄物につきましてはリサイクルですとか再利用、あるいは再商品化、そういったことを今も、現在も続けておりますので、そういった考えで今後も進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは、次2点目、ごみ分別の広報です。先ほど私の質問にも例示させていただきましたが、横浜市のごみ分別アプリ、これ私も使ってみたのですが、非常に分別方法が分かりやすく、面白いと。例えばこのごみ分別アプリにごみの種類のところに人生という言葉を入れてみました。人の生きる人生。そしたら、AIが何て答えたかというところ、本当に捨ててしまうの、同じこと考えても朝の3時と翌日の3時とでは答えが違ってくるねとスヌーピーが言っていたよ、今日は寝て、明日もう一度考えてみようかとAIは

答えてくれるわけです。結構しゃれていると思うのです。確かに本町のごみ分別パンフレット、すごく細かくて、詳しくて、とても勉強になります。答弁にもあったのですが、ごみ分別に関する研修会だとか講座開催をしていくという答弁いただきました。それもいいのですが、どうも真面目過ぎるというか、堅い感じが私はしています。なので、それも大事なのですが、くすっと笑うような遊び心があるような広報の在り方もあったほうが町民も関心を持ってごみの分別をしていただけるのではないかなと私は考えますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、横浜市のそういったものにつきましてはちょっと私も試してみました。今おっしゃったように、すごくしゃれた、そういったもので、楽しくごみについて学ぶことができますし、今後においてはそういう遊び心も含めたごみに関心を持っていただく、そういった環境教育も含めて必要になってくるかなということは認識しているところであります。本町においては現在教育委員会において編集、発行しております郷土読本「うらほろ」というものがございまして、その中に浦幌町のごみを知る、ごみというのはどのようなものか、今後どうしていくかということが全12ページにわたりまして載せてあります。こういった子どもの頃から家庭で出るごみはどんなもので、出さない努力をしていきましょうとか、こう処理していますとか、いろんなことでいろんなイラストを含めて、冊子ですから、ちょっとA Iという、そういうデジタル的ではないのですが、そういったことで環境の教育は子どもの頃から進めているようなことでもあります。大人の分につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、いろんな勉強会といいますか、研修会、講座についても公民館講座を通していろんな方に関心を持っていただくようなことも常日頃から進めているところでありますが、昨今のこういう状況がありまして、なかなか取り組めない状況ではあります。特に今長年住み慣れている町民の皆さんはある程度ごみの分別についてもご理解いただけているのですが、新しく転入された特に若い方々についてはなかなか興味を持っていただけないとか、きちんと分別がされていないということで、町民の声にもありましたけれども、いろんなご指摘も受けているところであります。ごみを出さないのは基本なのですが、ごみを出した場合きちんと分別して、ルールに基づいた処理をしていくというのが大事になってきますので、そういった関心のない方に関心を持ってもらうかということが今後大事になってくるのかなと思いますので、議員のおっしゃるようないろんなアイデアも、全国いろんな先進事例ございますので、そういったこともこれから勉強しながら浦幌町でいろいろと大きな町のようにできない分はありますけれども、できる限りの部分は取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 あと、このごみ分別に関してもう一点、リサイクル、資源ごみに関してなのですが、現在缶、ペットボトル、瓶、紙、発泡スチロールやトレイ、プラスチック製容器包装と分けて分別していると思います。トレイについてなのですが、先日広報で白いトレイのみは発泡スチロール、トレイの区分にしてくださいと。柄のついているトレイに関しては、プラスチック製容器包装に入れてくださいというような案内を私拝見したのですが、どうもその点皆さん勘違いされていらっしゃるのかなと思うのです。先日私もごみステーションちょっと見に行ったのですが、白いトレイのみ入れてくださいとか、柄のあるトレイはプラスチック製容器包装に入れてくださいというような注意喚起はどうも見当たらないと。なので、この点に関してはごみステーションとかにきちんと白いトレイに関しては発泡スチロール、トレイのほうに入れて、それ以外は容器包装のほうに入れてくださいというような指示があればもっとごみ分別が進むのではないのかなと考えますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、従前はトレイにつきましては色がついている、ついていないかわらず発泡スチロール、トレイとして一括回収をしていたのですが、回収して処理する業者さんのほうから色のついているものは混ぜることがちょっとできないということでご指摘をいただきまして、今年の5月1日から色のついたトレイについては搬出方法変わりますよということで広報のほうにも折り込みをしまして、ごみステーションのほうにも貼り出していたところだったのですが、多分それが剥がれてしまっていたのかなと思われまして。今後においても、まだまだご理解が進んでいなくて、混ざっているのは私も確認しておりますので、今現在混ざっているものについては浦幌町リサイクルセンターの中で改めて分別をしているところなのですが、そういった分別作業がないような形で町民の皆さんに正しい分別、排出の仕方を、まだまだ周知が足りませんので、今後も改めて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 では、次3点目、紙おむつに関してであります。紙おむつに関しましては、こちらの、私の提案を酌んでいただいて、非常に感謝しております。一応確認なのですが、来年度からは年齢に関係なく無料で回収していただけるのか。あと、来年度からということなのですが、今からできない理由というのは何かあるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には町長の答弁にありますように、現在は専用紙おむつシールということでそれぞれ対象者には支給をしているところではありますが、議員の提案にもありましたとおり、来年度から透明、あるいは半透明の袋に、汚物等は取っていただきますけれども、そういったものに入れて出していただくと、燃やせるごみがそれぞれの行政区で毎週1回ありますが、そのときに出していただくと無料で回収すると改めたいと考えております。そういったことで、ごみの回収する委託業者、あるいは町民への周知もろもろ考えますと、やはり来年度からということでスタートしたいと担当としては考えております。少しでも早くやればいいのですが、いろんな部分でやっぱり周知期間なり準備期間というのをいただければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 次、4点目、道路街路樹の落ち葉についてであります。個人が回収した落ち葉等は、従来どおり有料で回収するという答弁をいただきました。地域団体に回収したボランティア清掃ごみは無料で回収して、個人で回収したボランティア清掃ごみは有料回収と、何でこんな区別が出るのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に町長から答弁しましたように、回収の前にまず清掃活動につきましては有料、無料にかかわらず皆さん住宅の周辺ですとか店舗の周りですとか、日々清掃活動実施していただいていると思っております。ちょっといろいろとお話も聞いて回ってはいたのですが、やはり無料であるとか有料であるとかにかかわらず、以前からお店の方につきましてはお客様をきれいに気持ちよくお迎えしたいということ含めてそういった活動進めているということも聞いております。ですので、無料にしたからどうこうということではないのかなと考えておまして、基本的には一般の町民の皆さんもごみに出すのではなくて、落ち葉とかも含めて肥料化、堆肥化して、自然に返す、土に返すというような取組をされているとも認識しておりますので、有料でごみに出すという考えはそもそも我々は持っておりませんでしたので、地域、行政区、商店会、そういった団体に、集団でボランティアごみとして活動したごみはいろいろありますので、そういったものは例えば汚れた缶ですとか瓶とか、そういったものを燃やせないごみで出したりしますので、そういったものも含めてボランティアごみ清掃ということで我々が無料で回収させていただいているという状況でありますので、この考えに基づきまして今までどおり個人については各自でいろんな部分でやっていただきたいという考えであります。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 すみません。どのような理由かというのがちょっと私分からなかったのです

けれども、要するに個人が家の前の街路樹の落ち葉等清掃しましたと。それは有料ごみですよと。でも、団体等が同じような清掃したら、ボランティアごみとして事前に連絡を入れれば無料で回収しますよと。この違いって、何でそんな有料、無料の違いが出てくるのですか。ちょっとよく分からなかったなので、すみません、もう一回お願いできますか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

あくまでも地域の団体につきましては、多くの皆さんが集まった中で地域をきれいにするという活動の中でボランティアという位置づけの中で町としても一定のご協力をするということで無料で回収をさせていただいて、それについても先ほどお話ししましたように、ごみとして我々がくりりんセンターに持っていくということではなく、それを堆肥化して自然に返すというようなこともあります。そういった中で、個人のごみにつきましてはいろんなところから飛んでくるので、それぞれいろいろと苦慮されているかなとは思いますが、そういったことも含めて個人については自分たちでごみを出さない、そういった工夫もしていただいている状況でもありますので、それをあえて有料でごみとして回収することになりますと、前段のご質問の中にありますように、ごみをゼロにしていくという考え方にも逆行いたしますので、我々としては今までどおりそれぞれのお店、あるいは居住の住居の中で出たものについてはそれぞれの中でごみを出さない工夫もしていただきながらということで、無料では回収しないという考えでありますので、ご理解いただければと思います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 答弁によりますと、今後においても店舗や住居等の周辺については落ち葉も含め日頃からの清掃美化活動にご協力いただきたいと考えておりますと町はおっしゃっています。そうすると、町民の皆さんに対しては清掃してください、お願いします、でもごみ袋は有料ですよということになりますよね。どうもこの町の姿勢、お願いしている、お願いというか、協力してくださいと言っているにもかかわらず、有料でしか回収しないというのは町の姿勢としていかがなものかなと私は思います。私は帯広市のホームページを見たのですが、帯広市のホームページにはこう書いています。樹木は秋になると冬を越すために葉を落とし、来年の成長に備えます。周辺の皆様にはお世話になりますが、落ち葉の清掃にご理解とご協力をお願いいたします。なお、街路樹の落ち葉については無料で回収いたしますので、透明または半透明の袋に入れ、地区の燃やすごみの収集日に清掃ごみとしてごみステーションに出してください。帯広市は、無料で回収していただいているのです。街路樹というのは、別にその付近の住民が清掃すべきものではないですよ。でも、その住民に善意で掃除をしてもらっていると。なので、町の姿勢としては近隣の住民に清掃していただいて、感謝していますと。その代わり町としてはそれを無料で回収させていただきますという姿勢が私本来の姿ではないのかなと思うのですが、町長、その点

いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 町民の皆さんには浦幌市街だけではなく、地域周辺の皆さんにも自宅の周りの清掃、環境整備、これについては本当にしっかりやっていただいて、大変きれいなまちづくりにはご協力をいただいているところでもあります。私どもとしては、自分たちの家の周り、環境整備は自分の力でやっていただきたいというのが基本でありまして、これは公共でやる仕事とやっぱり自分で事業としてやる仕事、これは自然と分かれているのかなと思っています。町の中の皆さんにも本当に日頃から落ち葉だけではなくて道路の清掃、水まきから始まって、清掃、本当にきちんとやっていただいています。私も昔というか、以前浦幌駅であるご高齢のご婦人とお会いして、本当にこの町はきれいですね、本当にヨーロッパのような町ですねと。そして、商店街の皆さんが自分たちで清掃している姿見たら、やっぱりこの浦幌町ってすばらしい町ですねという感想いただきました。私本当にそれが浦幌町の特性だろうと思っています。そういう面では、自助努力しながら自分たちの家の周りをきれいに整備していただいているということについては本当に感謝申し上げたいと思っていますし、自分の家周りのごみ、これについては落ち葉、これは先ほど課長もおっしゃいましたが、自然に返すということもありますけれども、この分についてはきちんと、有料であります、ごみとして出してもらいたいと考えているところでもあります。そこは公共であくまで全てを何でもやるということではなくて、市街だけではなくて、これは周辺の家でもそうですが、周辺の家の環境のごみも当然同じような考え方でいるということでもあります。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私は、町民に清掃美化の協力を求めながら有料袋を使用しなければ回収しないという町の姿勢はちょっと納得できません。その点ちょっと強く再考お願いして、次に移ります。

次の5点目、ペーパーレス化についてです。この点に関しては特に異議はありません。取り組めるところからペーパーレス化をしていただきたいなという思いです。ただ、1点、導入コストがかかるというお話、答弁ありましたが、職員って1人1台パソコンは持っていらっしやらないのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、当然職員は机の上に、机の上に1台ずつ持ってございますが、ただ会議等になりますと、会議は別の部屋で行うことになりまして、机の上にあるパソコンを持ち出すということは、大きさも御覧になったことあると思うのですけれども、ちょっと持ち出せるようなものではない大きいものでございます。そうすると、やっぱり議会のようにタブレットなり、そういったものを別に用意をして会議に臨

むという形になると思われます。そういう部分で導入コストがかかるということでございますので、ご理解願います。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、デスクトップパソコンということですね。分かりました。では、パソコンに関しては今後ずっと使うわけではなく、入替え等があるかと思えます。入替えの際にノートパソコンなりタブレットなり導入していただいて、ぜひこのペーパーレス化をしていっていただきたい。あわせて、紙の使用量の減量だとかごみ減量、ごみゼロをぜひ実現していただきたい旨申し添えて、一般質問終わります。答弁不要です。

○田村議長 これで伊藤光一議員の一般質問を終わります。

次に、1番、沼尾昌也議員の質問を許します。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 通告に従い、一般質問いたします。

浦幌町内のイベントや行事の再開に向けて。新型コロナウイルス感染症対策として9月12日まで緊急事態宣言が発令されたところであるが、ワクチン接種事業については希望される方には順調に接種されており、本町では満12歳以上の対象の7割程度がワクチン接種を完了している。これからの新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移は十分注意しなければならないが、同時にどのように町民の生活を感染拡大前の形に戻していくかも重要だと考える。本年はみのり祭りや盆踊り、行政区の集会等多くのイベント及び行事が中止、または縮小されてきた。その中で今後ワクチン接種が進み、感染拡大前のイベント及び行事の再開を目指す際に開催及び中止の判断や開催時の対応等が苦慮されることが予想される。そのため、以下の点について伺う。

1、町が主催のイベント及び行事についてはどのような判断基準で開催、中止をしているか。

2、浦幌町内のイベント及び行事を主催する団体は開催、中止の判断で悩まされていることを聞いている。北海道がガイドラインを出しているが、大まかなものであるため町としてイベント及び行事の開催、中止の判断基準を公表し、民間の団体が参考にできるようにできないか。

3、今後感染拡大前のようにイベント及び行事を開催していくことになると、当分の間アルコール消毒や体温管理等の対策を講じる必要が出てくると予想するが、予算が十分に確保できない団体もあると考える。何か町として対応する考えはないか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 沼尾議員のご質問にお答えします。

1点目のコロナ禍における町が主催するイベント及び行事の開催判断基準についてですが、町としては国からの基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関わる留意事項や北海道が示す地域の行事、全国的、広域的なお祭り、野外フェス等の開催



における感染防止対策の具体的な条件などを参考にそれぞれの所管課において関係する団体等と協議の上、判断しているところであります。浦幌町観光協会主催の第46回うらほろふるさとのみのり祭りについては、北海道が示すイベント等の開催制限を踏まえ、浦幌町観光協会役員会で協議した結果、来場者等の健康と安全を確保することが困難であると判断し、中止を決定しております。また、浦幌町文化祭については、文化協会加盟団体を中心として実行委員会と教育委員会との共催で開催してまいりました。本年度におきましても昨年度同様に各関係団体における活動状況の把握と会場となる中央公民館における感染拡大防止策を基に協議を行った結果、現時点において活動を中止している団体があることや3密を避けるための十分な安全を確保できないことから、昨年引き続き中止することとしたところであります。

2点目のイベント及び行事における町としての開催判断基準の公表についてですが、イベント等開催の判断基準については国や北海道において専門家等を含めた協議によりガイドラインが示されており、専門家等がない中、町として独自に判断基準を示すことは困難であると考えます。

3点目のイベント等開催における感染症対策に関わる支援についてですが、昨年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、指定避難場所に感染症対策資材を整備したところです。これまでも防災備蓄資材については公共、公益性のある事業、イベント等を行う団体、行政区などへの貸出しを行っており、感染症対策資材につきましても同様に貸出し等を行う旨役場庁舎内に周知しているところですが、今後は広報紙等を通じ町民の皆様に対しても周知してまいります。

以上、沼尾議員への答弁といたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今回私が質問をした内容につきましては、先ほども少し述べたのですが、町内のイベント主催団体の方々が、コロナウイルスの感染状況もありますけれども、子どもたちのために少しでもイベントを開催してあげたいですとか、伝統や文化が途絶えてしまうのではないかとということ危惧して、少しでも開催できるのであればしたいという意思はあるものの、現在このコロナウイルスということ自分で判断していくというのが難しいということやはり皆さん悩まれているということから質問させていただいているところでございます。

最初に、町が主催するイベントの判断基準についてちょっと再度お伺いをしたいのですが、まず1点目、今まで緊急事態宣言発令中に町が主催しているもので開催したイベントがあるかどうかお知らせいただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、緊急事態宣言中のイベントということでございますが、これまでも北海道に緊急事態宣言が発令された際には対策本部会議を開

催し、公共施設の休館、各種行事、会議等の開催における取組などについて協議をしているところであります。その中で緊急事態宣言中の各種行事、会議等につきましては延期できるものについては延期するか、または書面開催により対応することとしております。延期等ができないものにつきましてはマスク着用、手指消毒、検温の実施などの基本的な感染防止対策に加えまして、より広い会場で開催、会議の場合は議案を事前に配付をして、できる限り短時間で終わらせるようにするですとか、そういった対応をすることで開催することができるとしております。私どものほうで全て把握しているわけではございませんが、そういった中では一部延期ができなかった会議につきましては開催しているものはあると思いますが、イベント等につきましては開催等はなかったものと捉えております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 お答えいただいたのですが、今の内容でいきますと、一般町民の方が来ていただくような行事については基本的には書面開催、もしくは中止にしているということで理解してよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 そのようなことでございます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。

それでは次に、町主催のイベント及び行事について、これまで町内の中でコロナウイルスの感染者が出た際にはどのような判断をしているか教えていただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、役場の職員が感染判明した際には濃厚接触者ですとか感染の疑いがあり、PCR検査を実施する職員の情報などが把握できていたことから、それらの状況を踏まえまして、一部会議等について開催を見送った経過はあるかと思いますが、役場職員以外の感染につきましては情報等詳細が役場のほうでは分からないものですから、特段の対応はしてございません。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今現在役場以外の方のコロナウイルス感染症の感染は把握できていないということでしたが、一般町民の方の感染者については行政としては把握というのはどのようにしているのか教えていただけますか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまの一般町民の方の中で新型コロナウイルスに感染された

方々の情報、クラスター等発生した場合、また町民に発生した場合、基本的に対処方針の窓口としまして保健福祉課がなっておりますので、私からお答えさせていただきます。基本的には6月20日までは一人一人の感染状況、ただしご本人の同意を得た中で居住地であったり、職業であったり、年齢、これが一人一人の公表が基準に沿って発表されておりましたが、この6月20日以降はあくまでも各市町村の1週間に対する感染者数を翌月曜日に、毎週やっていますけれども、これは6月27日からだったと思いますが、こういった1週間の公表、その公表の中には3週間のうちに1週間に感染した数、それから6月20日以降の累計感染者数ということで公表されています。この公表されている部分が町として把握している部分でありまして、現在たしか記憶では6月20日から浦幌町としては6人が感染、患者になったという報告公表を見た中でしか情報が把握できないという状況です。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。ありがとうございます。

今現状お答えいただいた中でちょっと確認になりますが、それですと緊急事態宣言発令中については町民の方を呼んだイベントは開催は今まで行っていません。コロナウイルス感染者が町内で出た場合については、情報については一般町民の方は翌月曜日ですが、いわゆる行政の中では、出た場合はそのときに関係機関と協議して開催するかどうか決めているということでご理解してよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 今言われたとおりで問題ないと思います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。

それで、町内感染者の状況ということで把握は翌月曜日に発表されるもので確認するしかないということで私理解しましたが、公の施設で発生したコロナウイルス感染症についてはすぐに情報が入ってくるものでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 先ほど保健福祉課長から答弁ありましたとおり、詳細な情報については入ってはこないのですが、ただ町のほうに例えば感染された方なりから情報等が入ってくれば情報把握することができて、あと先ほど申し上げたような濃厚接触者の状況ですとかPCR検査の受検の状況ですとか、そういったものが詳細に把握できるのであれば公表することは可能であると思いますが、あくまでも感染された方がそういったことを公表したくないですとか、そういったことで詳しいことが分からない状況になってしまいますと、あやふやな情報を流すということにもなりませんので、その辺はそういった形で進めたいと考えておりますので、ご理解願います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。

町民団体、町民が開催するイベント及び町民の方が主催するイベントについては、私お聞きしているのは判断基準として緊急事態宣言が発令されているかどうかと町内の感染者の状況がどうかというところがやはりイベント開催するかどうかの基準になっているようです。それで、町内感染者についての情報を町民の方も受けれないとそこ判断できないということを聞いております。町内感染者について行政、浦幌町としては今後どのように情報発信していくお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 感染者情報の町民の皆様方に対する情報発信ということでございますが、まず先ほどご説明したとおり、町としましても翌週の月曜日に1週間の感染者数、数しか出ないという状況です。詳細につきましてはリアルタイムに保健所からこちらのほうに来るわけでもなく、また当然個人の特定するような、そういった情報も一切ございませんので、あくまでも浦幌町の居住の方が1名、2名、そういった情報しかありませんので、これにつきましてははっきりしたそういった感染者情報が市町村のほうには来ませんので、公表することは無理だと考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。今浦幌町としては公表は難しいということで理解いたしました。

質問の3点目にありました対策についてお伺いをいたします。現在町で感染症対策資材というものを購入していると。そちらについて貸出しをするというような答弁を先ほどいただきましたが、現在町では体温計ですとかアルコール消毒等のコロナウイルス対策の備品についてどれくらいの備蓄をされているかお聞きしてよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、町としましてはまず除菌用の資材としまして手指消毒用のアルコール、これは500ミリリットル入りのものを35個、そのほかアルコールにつきましては4.5リットル入り36本ということで162リットル、こちらを保有しております。そのほか除菌用のティッシュ、ゴム手袋、ハンドソープなど、また感染対策資材としましては自動体温測定器、これは消毒液が出てくるものでございますが、それが1台、それから非接触式の電子体温計が23個、通常の電子体温計につきましては90本、そのほかマスクですとかフェースシールドなどを備蓄しております。また、個別スペースの確保資材として、これは避難所における確保資材でございますが、ワンタッチパーティション400張り、また電動エアベッド700台など、これらを備蓄しているものでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今お聞きした数を見てみると、貸出ししても十分活用できるような数が備蓄されているのかなと思います。貸出しするというので、非常に私としてはよかったなという思いなのですが、貸出しする際に例えば使用料が発生するかどうか具体的にどのような手順でお借りする際は借りたらいいなかなど、決まっていることがありましたらお知らせいただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、まず貸出しに係る使用料でございますが、これまでも公共、公益性のあるイベント等におきましては無償で貸出しを行ってまいりまして、今後においても無償での貸出しを続けてまいります。また、アルコールなどの消耗品につきましては使い切ってしまうこともありますので、例えばみり祭りのような大きなイベントの場合には使う量も大分多くなったりするのかなということもありますので、そういった場合は事前の協議が必要となりますが、それ以外の場合は使用する量も限られることから、無償での対応を考えているところであります。また、手続につきましては、現在役場庁舎内だけの周知ということですので、それぞれの団体が関係する庁舎内の所管課のほうから申請をいただいて、貸出しをしておりますが、今後そういった役場と関係のない、関係しないといった団体もあるかと思っておりますので、その辺につきましては今後の広報等で周知する際にある程度まとめたものを周知するように努めたいと思っております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 分かりました。今ご答弁いただいて、貸出しをしていただけるということで、やはりこの主催団体のほうも正直恐らく予算がないところが多いと聞いております。準備も対策もあまりしっかりとできない中でどのように開催したらいいかと苦慮されている方が多いと思いますので、今ご答弁いただいたことについては本当によかったなと感じております。

最後になりますが、コロナウイルスワクチン接種率がこれから徐々に上がっていく、この状況に鑑みて今後イベントの実施についてどのように考えているか町長にお聞きしてもよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 本当にコロナで2年目、2年を過ぎるということで大変各団体で苦慮している状況だと私も認識しているところであります。なおかつ、今北海道は緊急事態宣言に入っているということで、十勝は対象の特定区域にはなっておりませんが、さらにこのたび

12日から30日までの延期が予想されているという状況であります。そういう面では、なかなかイベントを開催するというのは難しい状況に今現在はあるのかなと。ましてや十勝は特に石狩に続いて多いという状況でありますので、大変な状況かなと思っているところであります。ただ、最近の情報としては11月になればワクチン接種が浸透して、ワクチン証明とか陰性証明があればそれぞれ行動範囲が広がるというような情報も今入ってきているところであります。そういう意味では、感染対策がしっかり取れるような状況になればこのイベントも開催の方向に向かっていくことはできるのかなということ、これは期待も含めて考えているところであります。ぜひそういう状況に早くなってもらいたいなと思っています。先ほどからコロナは、河内議員からも話ありましたけれども、接種についてやはり何と申しましても有効な手段だと思っていますし、若年層の10代の死亡例が出てきたという状況でありますから、ぜひこのワクチン接種について若い層の皆さんにも接種をしていただいて、町内で全体の町民の安全、安心を確保できる、そういう状況になってほしいなと思っています。そのためには接種も、集団接種は今10月10日で12歳から終わりますが、ただこの後接種まだしていない方については10月に第5弾として別に希望者には接種する状況もつくってまいりたいと思っています。そういう面では、浦幌町の場合個別接種というのは1本で6人ですから、個別接種というのは難しいので、ぜひ集団接種を利用して、接種率を高めていきたいなと思っています。今沼尾議員言われたように、町としても接種をしっかり行いながら、そしてなおかつ今後も町民の皆さんと安全、安心な体制を確保しながらできるだけ早くに通常的生活様式に戻れるような体制をつくってまいりたいと思っております。そういう面では町民の皆様にも今後とも周知をしてまいりたい、またワクチンを推奨してまいりたいと思っております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 これで一般質問終わります。

○田村議長 これで沼尾昌也議員の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 0時59分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第4 議案第71号

○田村議長 日程第4、議案第71号 浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 議案第71号 浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画について。

浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出、浦幌町長。

まず、本議案の提案理由について私から説明をさせていただきたいと思います。これまで浦幌町は過疎地域自立促進特別措置法に基づく浦幌町過疎地域自立促進計画を定めて、過疎対策事業債を活用した過疎対策の推進に当たってまいりましたが、本年度で現行の特別措置法の有効期限を迎えることになりました。新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日から施行されました。提案いたします浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画は、新たな特別措置法に基づき本町の基幹産業の振興をはじめ町民と協働による地域福祉体制の整備、地域総ぐるみの教育の展開、生活環境の整備など地域の持続的な発展を図っていくために大変厳しい財政の中、過疎対策事業債を有効に活用するため浦幌町第4期まちづくり計画との整合性を図りながら制定する内容であります。議会の承認を求めるものでありますので、よろしくご審議をお願いをいたします。

なお、詳細につきましてはまちづくり政策課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○田村議長 まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 それでは最初に、議案説明資料を御覧ください。1、策定の趣旨でございますが、ただいま町長から提案理由の説明ありましたとおり、本年4月から新たに施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び北海道過疎地域持続的発展方針に基づきまして令和3年度から令和7年度までの浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものでございます。

2、計画の内容につきましては別冊の浦幌町過疎地域持続的発展市町村計画で説明いたしますので、そちらを御覧ください。この過疎計画の内容につきましては、記載すべき項目が新しい過疎法の中に細かく規定されているとともに、国からの各種通知で作成例なども示されていることから、この計画においてもそれと同様の構成、内容となっております。また、昨年策定いたしました浦幌町第4期まちづくり計画を補完する計画でもあるため、計画案の中の記述、成果指標や各種事業については第4期まちづくり計画を用いたものとなっております。

それでは、表紙をめくりまして、目次を御覧ください。この計画は1、基本的な事項から次のページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの13の項目で構成して

おります。1、基本的な事項に続きまして、2、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成からはそれぞれの項目の下に基本的な構成が示されており、(1)には現況と問題点、(2)にはその対策、(3)には令和3年度から令和7年度までの事業計画、(4)には公共施設等総合管理計画等との整合についてそれぞれ記載をしてございます。なお、過疎計画の事業計画には第4期まちづくり計画の掲載事業の中から過疎対策事業債の対象とならない事業を除外しておりますので、申し添えます。

では、計画書の1ページを御覧ください。1、基本的な事項では1ページから9ページまで浦幌町の概況、人口及び産業の推移と動向、市町村行財政の状況について記載しております。

次に、10ページを御覧ください。(4)地域の持続的発展の基本方針ではまちづくりの方向性を、(5)地域の持続的発展のための基本目標では13ページまで第4期まちづくり計画の5つの基本目標と3つの重点プロジェクトを掲げ、それぞれに成果指標を記載してございます。

次に、14ページを御覧願います。(6)計画の達成状況の評価に関する事項では評価の進め方やその方法について記載し、(7)計画期間につきましては2021年、令和3年4月1日から2026年、令和8年3月31日までの5か年間の計画としてございます。(8)公共施設等総合管理計画との整合では、過疎計画との整合性を図るため2016年度、平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画の基本方針を記載してございます。

次に、15ページを御覧ください。2、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成では(1)現況と問題点を①、定住、移住の促進、関係人口の創出など2分野で整理をし、次のページになりますが、(2)その対策として5項目を掲げてございます。この中で1つ目の丸の対策の文書後段の過疎地域持続的発展特別事業とは、この対策に関連する事業が過疎対策事業債のソフト分に対象となり得る事業であること、2つ目の丸の対策の文書後段の重点施策とは、冒頭の基本計画で示しました重点となる施策であることを示してございます。

(3)事業計画では移住体験住宅管理事業などこの項目に関連する18の事業を掲載し、(4)では公共施設等総合管理計画等との整合について記載をしてございます。

次に、18ページを御覧ください。3、産業の振興では(1)現況と問題点を①、農業など7分野で整理し、(2)その対策として12項目を掲げ、(3)事業計画では合流地区水利施設等保全高度化事業などこの項目に関連する45の事業を掲載してございます。

次に、24ページを御覧ください。(4)産業振興促進事項は、産業分野内にだけ設けられた項目でありまして、さきに議決をいただきました浦幌町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例に適合させるため、法律の規定により記載が必要な項目となっているものでございます。また、(5)では公共施設等総合管理計画等との整合について記載をしてございます。

次に、27ページを御覧ください。4、地域における情報化では(1)現況と問題点を①、通信など2分野で整理し、(2)その対策として5項目を掲げ、(3)事業計画では行政情



報発信事業などこの項目に関連する2つの事業を掲載しております。

次に、29ページを御覧ください。5、交通施設の整備、交通手段の確保では(1)現況と問題点を①、道路など2分野で整理し、(2)その対策として4項目を掲げ、(3)事業計画では道路の老朽化対策事業などこの項目に関連する21の事業を掲載するとともに、(4)で公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

次に、32ページを御覧ください。6、生活環境の整備では(1)現況と問題点を①、上下水道の整備など5分野で整理し、(2)その対策として9項目を掲げ、(3)事業計画では浦幌町簡易水道基幹改良事業などこの項目に関連する28の事業を掲載するとともに、(4)で公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

次に、38ページを御覧ください。7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進では(1)現況と問題点を①、子育て環境の確保など3分野で整理し、(2)その対策として10項目を掲げ、(3)事業計画ではへき地保育所運営事業などこの項目に関連する43の事業を掲載するとともに、(4)で公共施設等総合管理計画との整合について記載をしております。

次に、44ページを御覧ください。8、医療の確保では(1)現況と問題点から(2)その対策として1項目を掲げ、(3)事業計画では町立診療所医療機器更新事業などこの項目に関連する4つの事業を掲載するとともに、(4)で公共施設等総合管理計画等との整合について記載してございます。

次に、45ページを御覧ください。9、教育の振興では(1)現況と問題点を①、学校教育など3分野で整理し、(2)その対策として6項目を掲げ、(3)事業計画では学校施設整備事業などこの項目に関連する26の事業を掲載するとともに、(4)で公共施設等総合管理計画等との整合について記載をしております。

次に、50ページを御覧ください。10、集落の整備では(1)現況と問題点から(2)その対策として6項目を掲げ、(3)事業計画では行政区運営事業などこの項目に関連する3つの事業を掲載するとともに、(4)で公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

次に、52ページを御覧ください。11、地域文化の振興等では(1)現況と問題点から(2)その対策として3項目を掲げ、(3)事業計画では文化団体活動奨励事業などこの項目に関連する7つの事業を掲載するとともに、(4)で公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

次に、54ページを御覧ください。12、再生可能エネルギーの利用の推進では(1)現況と問題点から(2)その対策として2項目を掲げ、(3)事業計画では新エネルギー普及事業をこの項目に関連する事業として掲載しております。

次に、55ページを御覧ください。13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項では(1)現況と問題点から(2)その対策として2項目を掲げております。事業計画につきましては、他の項目と関連する内容であることから、この項目での記載はありません。

続きまして、別冊の事業計画、令和3年度から令和7年度を御覧ください。これは、計画書の事業計画に記載しております各事業の5か年分の事業費を参考資料としてまとめたものになりますが、後ほど御覧おきをいただきたいと思います。なお、こちらの資料につきましても登載事業は過疎対策事業債の対象とならない事業を除外しており、令和3年度分の事業費についても令和3年度の予算額を記載しておりますので、第4期まちづくり計画の策定時にお配りしました各種関係資料と相違している部分がございますので、御承知おき願います。

また、議案説明資料の2ページには参考といたしまして過疎計画の策定までの経過等を記載しておりますので、こちらも後ほど御覧おきください。

以上で説明終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。認定第1号から第9号までの令和2年度浦幌町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、令和2年度浦幌町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

#### ◎日程第5 認定第1号

○田村議長 日程第5、認定第1号 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の39ページを御覧願います。認定第1号 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出、浦幌町長。

○田村議長　ここで、審議に入る前に令和2年度浦幌町各会計決算審査に関わる監査委員の意見についての説明を求めます。

代表監査委員。

○神谷代表監査委員　令和2年度決算審査の要旨について説明させていただきます。

令和3年7月29日付浦総務第1358号で町長から審査に付された令和2年度一般会計ほか8特別会計歳入歳出決算に関し、令和3年7月30日から8月18日までの期間において河内監査委員と共に歳入歳出決算書並びに附属書類について関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査を実施いたしました。

令和2年度全会計における決算は、予算額108億7,234万6,000円に対し、歳入総額105億2,557万6,000円、歳出総額102億7,822万3,000円、歳入歳出差引額2億4,735万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源238万円、実質収支額2億4,497万2,000円で、予算に対する収入率96.8%、執行率94.5%の結果であった。

一般会計については、その歳入歳出差引額は1億9,658万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源238万円、実質収支額も1億9,420万6,000円の黒字となっている。

特別会計総額については、予算額24億6,353万5,000円で、歳入総額24億5,029万3,000円、歳出総額23億9,952万7,000円、歳入歳出差引額は5,076万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は5,076万6,000円の黒字となっており、本町の財政は健全状態にあると言える。

令和2年度地方債発行額は、一般会計15億2,520万2,000円、特別会計5,160万円、総額15億7,680万2,000円であり、令和2年度元利償還額は特別会計を含め10億9,340万4,000円となった。令和2年度末現在高は、一般会計89億8,653万7,000円、特別会計25億2,863万2,000円、総額115億1,516万9,000円である。前年に対し5億6,422万1,000円が増額となった。

令和2年度末基金残高の状況は、一般会計、10基金総額36億9,176万8,000円、特別会計、3基金総額2億3,203万6,000円となり、全会計総額39億2,380万4,000円である。増減額は、一般会計で4,563万3,000円の増、特別会計で199万5,000円の減、総額1,832万円の増となっている。

一方、財政構造面から見ると、財政力指数は0.192から0.199と微増したが、経常収支比率は今年度は89.3%と微減している状況であるが、昨年度も述べたように、90%を超えると危険ラインとされていることから、今後の状況を注視しながら適切な対応をすることが必要であると考えます。また、実質公債費比率は3か年平均で8.4%から8.2%と0.2%下回った。また、一般会計などの借入金など将来に支払っていく可能性がある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性のある度合いを示す将来負担比率が0.6%と計算された。今後留意すべき点である。

以上、審査の結果、監査に付された決算書の計数は正確であり、適正に執行されたものと認めましたので、既にお手元に配付しております意見書をもちまして決算審査に係る意見についての説明とさせていただきます。

○田村議長 次に、令和2年度予算執行の実績及び主要な施策の成果報告についての説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 別冊の黄色い表紙の説明資料を御覧願います。地方自治法第233条第5項に基づく令和2年度予算執行の実績及び主要な施策の成果報告書についてご説明いたします。

1 ページを御覧願います。令和2年度会計別決算総括表でございます。各会計とも歳入決算額の金額、歳出決算額の金額、繰越事業費繰越財源、実質収支額についてのみご説明いたします。一般会計、歳入決算額80億7,528万2,942円、歳出決算額78億7,869万6,796円、繰越事業費繰越財源238万円、実質収支額1億9,420万6,146円。

特別会計でございます。町有林野会計、歳入決算額1億2,271万4,691円、歳出決算額1億2,243万7,061円、繰越事業費繰越財源につきましては町有林野会計から簡易水道会計までゼロとなっておりますので、それぞれの会計においては省略させていただきます。実質収支額27万7,630円。

国民健康保険事業会計、歳入決算額6億7,666万7,633円、歳出決算額6億6,763万1,421円、実質収支額903万6,212円。

後期高齢者医療会計、歳入決算額9,033万6,451円、歳出決算額9,025万271円、実質収支額8万6,180円。

介護保険会計、歳入決算額6億5,976万1,885円、歳出決算額6億4,172万1,138円、実質収支額1,804万747円。

浦幌町立診療所会計、歳入決算額2億8,358万909円、歳出決算額2億7,082万7,102円、実質収支額1,275万3,807円。

公共下水道会計、歳入決算額2億1,420万783円、歳出決算額2億1,151万757円、実質収支額269万26円。

個別排水処理会計、歳入決算額5,314万9,042円、歳出決算額5,262万3,334円、実質収支額52万5,708円。

簡易水道会計、歳入決算額3億4,988万1,615円、歳出決算額3億4,252万5,610円、実質収支額735万6,005円。

一般会計、特別会計を合わせました合計、歳入決算額105億2,557万5,951円、歳出決算額102億7,822万3,490円、繰越事業費繰越財源238万円、実質収支額計2億4,497万2,461円でございます。

次に、2 ページを御覧願います。令和2年度・令和元年度一般会計款別収入比較表でございます。令和2年度の収入済額及び収入率についてのみ款ごとにご説明いたします。町

税、収入済額 6 億 9,295 万 8,684 円、収入率 101.9%。地方譲与税 1 億 4,565 万 6,000 円、103.4%。利子割交付金 52 万 8,000 円、75.4%。配当割交付金 127 万 9,000 円、127.9%。株式等譲渡所得割交付金 155 万 6,000 円、311.2%。地方消費税交付金 1 億 1,203 万 5,000 円、100%。環境性能割交付金 654 万 4,000 円、118.1%。地方特例交付金 735 万 4,000 円、109.7%。地方交付税 32 億 3,422 万 4,000 円、99.8%。交通安全対策特別交付金 88 万 2,000 円、117.6%。分担金及び負担金 1 億 6,332 万 7,325 円、95.3%となっておりますが、令和 3 年度へ繰り越した財源が予算額に含まれておりますので、それを除きますと実質 99.7% の収入率となります。使用料及び手数料 1 億 1,096 万 9,621 円、102.3%。国庫支出金 10 億 2,384 万 8,851 円、78.5% となっておりますが、令和 3 年度へ繰り越した財源が予算額に含まれておりますので、それを除きますと実質 100% の収入率となります。道支出金 3 億 5,949 万 5,893 円、85.0% となっておりますが、令和 3 年度へ繰り越した財源が予算額に含まれておりますので、それを除きますと実質 97.7% の収入率となります。財産収入 6,051 万 3,900 円、102.8%。寄附金 1 億 2,714 万 5,000 円、102.0%。繰入金 1 億 8,357 万 5,015 円、94.9%。繰越金 1 億 7,429 万 9,565 円、100%。諸収入 1 億 4,388 万 9,088 円、105.3%。町債 15 億 2,520 万 2,000 円、100%。合計 80 億 7,528 万 2,942 円、96% でございますが、令和 3 年度へ繰り越した財源を除きますと収入率は 100.1% でございます。

次に、3 ページを御覧願います。令和 2 年度・令和元年度町税収入比較表でございます。令和 2 年度税目ごとの計の収入済額及び収納率についてのみご説明いたします。町民税、現年課税分及び滞納繰越分の計 2 億 8,099 万 8,902 円、収納率 97.3%。固定資産税、現年課税分及び滞納繰越分の計 3 億 5,877 万 5,701 円、収納率 98.6%。軽自動車税、計 1,708 万 2,700 円、収納率 98.9%。町たばこ税、現年課税分のみで 3,411 万 4,081 円、収納率 100%。入湯税、同じく現年課税分のみで 198 万 7,300 円、収納率 100%。計、現年課税分及び滞納繰越分の計 6 億 9,295 万 8,684 円、収納率 98.2% でございます。

次に、4 ページを御覧願います。令和 2 年度・令和元年度一般会計款別支出比較表でございます。令和 2 年度の支出済額及び執行率についてのみ款ごとにご説明をいたします。議会費 8,283 万 5,132 円、98.4%。総務費 15 億 6,973 万 1,065 円、98.1% となっておりますが、令和 3 年度に繰り越した役場庁舎会議室拡張事業が予算額に含まれておりますので、これを除きますと実質 98.4% の執行率となります。民生費 23 億 9,676 万 3,160 円、98.3%。衛生費 4 億 8,958 万 2,772 円、93.1% となっておりますが、令和 3 年度に繰り越した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、保健福祉センター空調設備設置事業が予算額に含まれており、これを除きますと実質 97.7% の執行率となります。労働費 1,509 万 6,839 円、87.2%。農林水産業費 5 億 8,344 万 3,522 円、67.2% となっておりますが、令和 3 年度に繰り越した産地生産基盤パワーアップ事業、畜産酪農収益強化整備等特別対策事業、道営土地改良事業費、これらが予算額に含まれており、これらを除きますと実質 96.8% の執行率となります。商工費 2 億 9,511 万 9,432 円、82.1% となっておりますが、令和 3 年度に繰り越したレストラン施設トイレ改修事業が予算額に含まれており、これを除きますと実質

86.2%の執行率となります。土木費 7 億2,247万4,464円、97.5%。消防費 2 億7,611万2,125円、98.6%。教育費 6 億9,153万9,659円、91.9%となっておりますが、令和3年度に繰り越した小中学校空調設備設置事業、厚内公民館トイレ改修事業が予算額に含まれており、これを除きますと実質97.5%の執行率となります。災害復旧費5,000円、0.2%。公債費 7 億5,223万4,043円、99.9%。諸支出金376万2,753円、96.5%。予備費につきましては執行がございません。計78億7,869万6,796円、執行率93.7%ですが、令和3年度に繰り越した事業費を除きますと実質97.8%の執行率でございます。

次に、5 ページ御覧願います。令和2年度・令和元年度一般会計節別支出比較表についてご説明いたします。増減額の大きなもののみご説明いたします。1 節報酬 2 億3,054万397円、1 億2,285万1,022円の増、増額の主な理由としましては会計年度任用職員制度の施行によりこれまで賃金として支出していたものが報酬に変更となったことによるものでございます。賃金につきましては1 億844万4,132円の減、会計年度任用職員制度の施行に伴い節が廃止されたことによるものでございます。14 節工事請負費16億6,841万9,500円、8 億6,124万2,200円の増、増額の主なものは認定こども園新築事業に係るものでございます。16 節公有財産購入費ゼロ円、1 億4,091万5,244円の減、減額の主なものは公営住宅買取り事業に係るものでございます。17 節備品購入費 1 億1,896万6,678円、9,086万3,066円の増、増額の主なものは小型動力ポンプ付自動車購入費用、避難所における感染症対策資材購入費用、教育用コンピューター購入費用などでございます。18 節負担金補助及び交付金14億1,801万784円、5 億7,676万9,509円の増、増額の主なものは特別定額給付金、畑作構造転換事業補助金、橋梁点検業務負担金でございます。24 節積立金 2 億2,467万6,661円、9,752万2,583円の増、増額の主なものは財政調整基金積立金、ふるさとづくり基金積立金、森林環境譲与税基金積立金でございます。計78億7,869万6,796円、15億484万5,572円の増でございます。

次に、6 ページを御覧願います。令和2年度普通会計収入の状況でございます。この表につきましては、決算額を臨時的なものとする経常的なものに仕分けし、それぞれ特定の事業に充当する特定財源とそれ以外の用途が定められていない一般財源に分類したものの内訳でございます。内容につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、7 ページを御覧願います。令和2年度普通会計支出の状況でございます。この表につきましても決算額を突発的、一時的な行政需要に対する経費である臨時的なものとする経常的なものに仕分けし、それぞれ特定財源が充当されたものと一般財源が充当されたものに分類した内訳でございます。表の中段より少し下にあります投資的経費につきましては、全て臨時的なものとして取り扱われます。投資的経費の令和2年度決算額は20億2,761万6,000円で、この内容につきましては12ページから17ページまでの令和2年度普通会計投資的経費内訳表に記載してございますので、後ほど御覧願います。

次に、8 ページを御覧願います。令和2年度末地方債の状況で、一般会計から特別会計、

全ての会計の状況でございます。令和2年度末現在高についてご説明いたします。一般会計の合計につきましては、令和2年度末現在高89億8,653万7,000円、前年度末と比較し8億1,227万9,000円の増となっております。特別会計も含めました総合計につきましては、令和2年度末現在高115億1,516万9,000円、前年度末と比較して5億6,422万1,000円の増となっております。

次に、9ページを御覧願います。令和2年度末基金の状況で、一般会計から特別会計、全ての会計の状況でございます。令和2年度末残高についてのみご説明いたします。一般会計の合計につきましては、令和2年度末残高、10基金の合計で36億9,176万8,000円、前年度末と比較し4,563万3,000円の増となっております。特別会計を含めました総合計につきましては、令和2年度末残高、13基金の合計で39億2,380万4,000円、前年度末と比較し1,832万円の増となっております。

次に、10ページを御覧願います。債務負担行為の状況でございます。一般会計についての内容で、令和2年度の支出額及び令和3年度以降支出予定額の合計についてのみ説明いたします。令和2年度支出額につきましては合計額1億5,556万5,000円、令和3年度以降支出予定額につきましては2億9,997万3,000円でございます。

次に、11ページを御覧願います。普通会計財政指標の推移でございます。各名称区分における説明につきましては、令和2年度の数值についてのみご説明いたします。標準財政規模40億6,086万8,000円、基準財政収入額7億7,548万1,000円、基準財政需要額37億7,830万6,000円。財政力指数につきましては、3か年平均で0.199、令和2年度単年度では0.205、経常収支比率につきましては89.3%でございます。

次に、12ページ御覧願います。先ほどもご説明いたしましたが、令和2年度普通会計投資的経費内訳表でございます。この内訳表につきましては、12ページから17ページまで記載をさせていただきますので、後ほど御覧おき願います。

17ページの次お開き願います。黄色いページがございますが、その次の1ページから40ページまでにつきましては、令和2年度の一般会計の決算説明資料でございます。41ページから59ページまでにつきましては、各特別会計の決算説明資料でございます。

また、特別会計の次の黄色のページ以降につきましては1ページから最終30ページまで先ほどご説明のありました監査委員から提出されました令和2年度浦幌町各会計決算審査意見書でございます。

以上で地方自治法第233条第5項に基づく令和2年度予算執行の実績及び主要な施策の成果報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、別冊のA3の決算書のほうお開き願います。令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書。一般会計、1、歳入総額80億7,528万2,942円、2、歳出総額78億7,869万6,796円、3、歳入歳出差引額1億9,658万6,146円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額238万円、計238万円、5、実質収支額1億9,420万6,146円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額について

はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田村議長 説明が終わりました。

◎延会の議決

○田村議長 お諮りをいたします。

審議の途中ではありますが、議事の都合により本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定をいたしました。

なお、会議の再開は明日9月10日午前10時といたします。

◎延会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって延会いたします。

延会 午後 1時44分